

第11回新居浜駅周辺モニュメント設置審査委員会
議事録

平成26年7月29日

新居浜駅周辺モニュメント設置審査委員会

1 出席した委員会委員及び欠席した委員会委員の人数

(1) 出席した委員会委員

9名

(2) 欠席した委員会委員

0名

2 委員以外の出席者の氏名

(事務局)

建設部長	曾我 忠
〃 都市計画課長	小山 京次
〃 都市計画課副課長	松木 伸
〃 〃 副課長	久枝 庄三
〃 〃 係長	黒田 雅人
〃 〃 主事	石川 峰志

以上 6 名

3 開会、休憩、議事の中止、閉会の年月日及び時刻

(1) 開会の年月日及び時刻

平成26年7月29日(火) 13時30分

(2) 休憩、議事の中止

休憩 13時55分～14時 5分

休憩 14時20分～14時25分

(3) 閉会の時刻

平成26年7月29日(火) 14時55分

4 議事の概要

議事

(1) 新居浜駅前人の広場モニュメントの第2次審査について

(2) その他

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>－開会挨拶、資料の確認、委員の出欠席の報告－</p> <p>○新居浜人の広場モニュメント第2次審査について</p>
委員長	<p>新居浜駅前人の広場モニュメントの第2次審査について、「審査の方法」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>－第2次審査実施方法の説明－</p>
委員長	<p>ただいま事務局から説明がありました審査方法について、ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>作品NO. 107「希望の柱・大煙突」の当初のイメージ図とマケットの形が違っており、印象が変わっているように思いますが。</p>
事務局	<p>多少の差異はございますが、作品自体の幅・奥行き・高さについては変更がありませんでしたので、そのまま受け付けました。</p> <p>ですので、NO. 107についてはこの状態で審査していただけたらと思います。</p>
委員長	<p>他にはございませんか？</p> <p>ないようですね。</p>
委員長	<p>【第1回審査】</p> <p>それでは第1回審査を始めます。委員の皆様にはまずマケットの鑑賞を約10分程行っていただきたいと思います。終わりましたら着席してお待ちください。</p> <p>それではお願いします。</p> <p style="text-align: center;">－マケット鑑賞－</p>
委員長	<p>マケットの鑑賞が終わりましたので、事務局から市民アンケートの結果</p>

	<p>を報告してください。</p> <p style="text-align: center;">—アンケート結果報告—</p>
委員長	<p>ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。 ないようですので、意見交換を始めたいと思います。忌憚のないご意見をお願いします。</p>
委員	<p>人の広場のモニュメントの設置位置の縦・横の長さはどれくらいですか、また樹木の高さは決まっているのか、作品によって変更するのか、その辺りを教えていただけますか。</p>
事務局	<p>モニュメントの設置位置の大きさは8メートル×4メートルとなっています。</p> <p>樹木に関しまして、始めに植えるものは5メートル程度の楠を想定しています。</p> <p>ただ選ばれた作品によっては、樹木で隠れてしまうことも考えられますので、樹木を中木などに変更するという事も可能です。</p>
委員	<p>樹木とモニュメントとの距離はどれくらいですか。</p>
事務局	<p>今のところ4、5メートルを予定しています。ただ作品によっては樹木で隠れてしまうということもありますので、その辺りはまた作品決定後、委員の皆様からご意見いただけたらと思っています。</p>
委員	<p>モニュメントの設置位置に台座のようなものは設置するのでしょうか。</p>
事務局	<p>モニュメントと台座が一体となっている作品である場合以外は、地面にそのまま設置するようになります。</p>
委員	<p>NO.107について、イメージ図とマケットの形が異なっていますが、審査するときはマケットの方で評価するのですか。元に戻すということしないのですか。</p>
事務局	<p>マケットと一緒に作品表を提出していただいておりますので、そちらに構造的なものやメンテナンス等について記載してもらっていますので、今回</p>

	<p>審査するにあたり、マケットを見て判断していただきたいと思います。</p>
委員長	<p>いろいろとご意見ありがとうございました。 それでは審査を行います。審査票を配付してください。</p>
事務局	<p>—審査票の配付・記入—</p>
事務局	<p>—審査票の回収・集計、集計票の掲示—</p>
事務局	<p>もう一度審査票をお返ししますので、ご自分の分が間違っ て集計されていないかご確認ください。</p>
	<p>—審査票の返却・確認—</p>
事務局	<p>よろしかったでしょうか。それでは1回目の審査の結果を 発表します。</p>
	<p>—集計結果の発表—</p>
委員長	<p>では得票の多い「NO. 40 歓迎の門」と「NO. 50 新居浜の軌 跡」を2回目の審査対象といたします。 審査の結果、第2回審査対象作品が決定しました。</p>
	<p>【第2回審査】</p>
委員長	<p>引き続きまして第2回審査を始めます。 2点決まって改めて意見交換を行います。何からでも結構 ですのでご意見をお願いします。</p>
委員	<p>作品NO. 40「歓迎の門」の作者は「製造会社」とありますが、業種 などもう少し詳しく教えていただけますか。</p>
事務局	<p>はい、元々は鉄鋼関係の会社で、過去にモニュメントの制作も 行っているような会社になります。 デザインについては専門のデザイン会社によるもので、応募 してきた会社の系列会社となっています。</p>

委員	作品NO. 40のステンレスの部分までの高さはどのくらいですか。あまり低いと子供がぶら下がったりして危ないのでは。
事務局	165センチメートルくらいなので、子供の手の届く範囲になります。
委員	作品NO. 50「新居浜の軌跡」のレンガは新居浜のレンガを無償で提供するのですか。
事務局	いいえ、違います。具体的には書かれていないですが、建築用のあまり厚みのないレンガを貼り付けていくようになるかと思います。
委員	NO. 50のステンレス部分に光が反射することで、周辺住民からの苦情などがあるのでは。
事務局	広場周辺に民家はあまりありませんので大丈夫だと思います。
委員長	それでは審査を行います。
事務局	—審査票の配付・記入—
事務局	—審査票の回収・集計、集計票の掲示—
事務局	もう一度審査票をお返ししますので、ご自分の分が間違っ集計されていないかご確認ください。
事務局	—審査票の返却・確認—
事務局	間違いないでしょうか。それでは審査の結果を発表します。
事務局	—集計結果の発表—
委員長	ありがとうございました。
事務局	作品NO. 40「歓迎の門」を最優秀作品として、作家及び制作会社へ通知し、制作に関して最終の作成の意思確認と契約の手続きをさせていただきたいと思います。 ただし、不測の事態により契約が出来ない場合は、作品NO. 50「新居浜

	の軌跡」を補欠として扱いたいと思いますがよろしいでしょうか。
委員一同	異議なし。
委員長	では、その他として何かありますか。
委員	作品NO. 40「歓迎の門」の台座を上げるというような付帯条件はつけるのでしょうか。
事務局	そういった意見があったことはお伝えするつもりです。モニュメント作成の協議の中で台座を上げることが可能かどうか打診し、企業努力してもらえるのか確認してみます。
委員	作家の方のイメージを壊さない範囲の中で、可能かどうか検討していただきたいですね。
委員長	その他に何かございませんか。
委員一同	ありません。
事務局	ー今後のスケジュールを説明ー
事務局	ー最優秀作品の作者について説明ー
委員長	それでは本日の会議はこれで終了いたします。 委員の皆様には大変お世話になりました。お疲れ様でした。